

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年12月2日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第41号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認書類) 第4条 <省略> 2 前項第1号から第6号までに定める本人確認書類が発行後10年を経過しているときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。 (1) 共済組合員証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、 <u>船員保険被保険者証等</u> (2)から(5)まで <省略>	(本人確認書類) 第4条 <省略> 2 前項第1号から第6号までに定める本人確認書類が発行後10年を経過しているときは、次に掲げるいずれかの書類を併せて提示させるものとする。 (1) 共済組合員証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証 <u>又は船員保険被保険者証</u> (2)から(5)まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。